

議案第40号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

記

1 放棄する権利の内容

市が天理市土地開発公社解散のために各金融機関へ代位弁済する総額
2,225,000,000円のうち、代物弁済として取得する土地の価額
188,772,178円を控除した2,036,227,822円の債権

2 放棄により利益を受ける者

天理市川原城町605番地

天理市土地開発公社 理事長 福 井 常 夫

3 放棄の理由

天理市土地開発公社の解散

4 放棄の時期

議決の日